

福岡県公報

令和 5 年 11 月 7 日
第 445 号

目 次

告 示 (第695号 - 第701号)

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ……………	1
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ……………	2
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ……………	2
○自衛官の募集 (行財政支援課) ……………	2
○道路の供用の開始 (道路維持課) ……………	3
○道路の区域の変更 (道路維持課) ……………	4
○道路の供用の開始 (道路維持課) ……………	4
公 告	
○第52回採石業務管理者試験の合格発表 (工業保安課) ……………	4
○都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) ……………	4
○都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) ……………	4
○都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) ……………	5
○都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ……………	5
○都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ……………	5
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	5
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	6
○落札者等の公示 (教育庁施設課) ……………	6
○土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) ……………	6
○土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) ……………	6

○土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) ……………	7
○土地改良区の換地計画の適否決定 (農村森林整備課) ……………	7
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (都市計画課) ……………	7
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	7
○公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………	7
○公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………	8
○公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………	8
○土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) ……………	8
○落札者等の公示 (警察本部会計課) ……………	8

告 示

福岡県告示第695号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和 5 年 11 月 7 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
嘉麻市千手字山下2631
- 2 指定の目的
水源の^{かん}滴養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字山下2631(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第696号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和5年11月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
八女市黒木町大淵字吉野迫9690、9691
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第697号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和5年11月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
田川郡川崎町大字安真木字秋切1732の3、1732の4、1732の5、1732の6、1732の7
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第698号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の募集種目、募集期間、応募資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

令和5年11月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 募集種目
自衛隊自衛官候補生
- 2 募集期間
令和5年11月7日（火）から令和6年1月9日（火）まで
- 3 応募資格

- (1) 採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者で日本国籍を有する者
 ※ 32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者

(2) 詳細は、採用案内による。

4 試験期日

試験期日は次のとおりとするも、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。

- (1) 第1次試験（筆記（Web））

令和6年1月14日（日）～令和6年1月16日（火）

- (2) 第2次試験（口述・身体検査）

令和6年1月22日（月）～令和6年1月23日（火）

5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881～3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1（小倉駐屯地隣接） (電話 093-963-7728又は093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1（芦屋基地内） (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
築上郡築上町大字西八田無番地（築城基地内） (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12（福岡駐屯地内） (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所（博多）
福岡市東区名島3-24-2 (電話 092-672-3255)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所（名島）
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所（姪浜）
久留米市諏訪野町2401 (電話 0942-38-1616)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所

八女市稲富127番地 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称

各試験場は次のとおりとするも、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地
	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

試験場は随時追加・変更されるため、細部については5項目記載の最寄りの受付場所に確認するものとする。

福岡県告示第699号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年11月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年11月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	386号	朝倉郡筑前町篠隈159番5先から 朝倉郡筑前町篠隈185番32先まで

福岡県告示第700号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年11月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	水田川線	前	柳川市立石885番1先から 柳川市蒲生975番1先まで	9.9 ～ 14.4	205.5
			後	柳川市立石885番1先から 柳川市蒲生975番1先まで	9.9 ～ 14.4	208.2

福岡県告示第701号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年11月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年11月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	水田川線	柳川市蒲生972番3先から 柳川市蒲生975番1先まで

公 告

公告

第52回採石業務管理者試験（令和5年10月13日実施）の合格者を次のように発表する。

令和5年11月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

合格者受験番号

5、7、12、19、20、21、23、33

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和5年11月8日から令和5年11月22日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和5年11月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
筑豊広域都市計画道路
3・4・36-7号境口鴨生田線
3・5・36-9号山部御館山線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
直方市大字直方の一部、大字山部の一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
直方市産業建設部都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項

の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和5年11月8日から令和5年11月22日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和5年11月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

筑豊広域都市計画道路

3・4・43-4号シカヤ飯塚牟田線の変更

3・4・43-5号山瀬笹尾線の廃止

2 都市計画を変更する土地の区域

嘉穂郡桂川町大字土師字飯塚牟田、字臼田、字笹尾の各一部、大字吉隈字山瀬、字大浦口、字石ヶ鼻、字ソギアゲ、字又ヶ鼻、及び字ヲベ田の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

桂川町建設事業課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和5年11月8日から令和5年11月22日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和5年11月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

筑豊広域都市計画道路

3・5・36-13号中泉駅前線

2 都市計画を変更する土地の区域

直方市大字中泉字本島田の一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

直方市産業建設部都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年11月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和5年10月12日福岡市告示第225号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年11月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の変更（令和5年10月12日福岡市告示第227号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年11月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市高雄二丁目3849番2及び3849番14から3849番22まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大分県大分市長浜町三丁目16番3号

株式会社ベツダイ

代表取締役 矢邊 弘

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年11月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉市山田字五舛田2276番7、2277番、2278番2、2280番1、2281番、2282番及び2283番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

朝倉市山田2273番地1

株式会社三星テクノ

代表取締役 宮地 栄一

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年11月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

令和5年度生徒実習用パソコン等賃貸借 1式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県教育庁教育総務部施設課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和5年10月20日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

N T T ・ T C リース株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

99,102,960円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和5年9月8日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年11月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
飯塚市八木山地区土地改良区	令和5年10月24日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年11月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
上伊加利土地改良区	令和 5 年 10 月 25 日

公告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 5 年 11 月 7 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
宮若市中土地改良区	令和 5 年 10 月 25 日

公告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条の 2 第 1 項の規定に基づき、土地改良区の換地計画を令和 5 年 10 月 25 日付けで適当であると決定したので、同条第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 5 年 11 月 7 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
上伊加利土地改良区	換地計画書の写し (上伊加利地区)	令和 5 年 11 月 7 日から 令和 5 年 12 月 6 日まで	田川市役所

公告

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、粕屋町大隈西土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第 2 項の規定により次のように公告する。

令和 5 年 11 月 7 日

福岡県知事 服部 誠太郎

就任した理事

氏 名	住 所
黒 瀬 富 芳	糟屋郡粕屋町大字大隈 1114 番地
田 代 三千雄	糟屋郡粕屋町大字大隈 874 番地
因 政 次	糟屋郡粕屋町大字江辻 257 番地
八 尋 悟 郎	糟屋郡粕屋町大字大隈 1292 番地
田 代 勘	糟屋郡粕屋町大字大隈 880 番地
松 永 徳 秀	糟屋郡粕屋町大字江辻 64 番地の 3
黒 瀬 宏 充	糟屋郡粕屋町大字大隈 406 番地

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 5 年 11 月 7 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市新港町 1 番 347 及び 1 番 350
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本県荒尾市下井手 1616
グリーンランド開発株式会社
代表取締役 田中 宏昌

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、筑紫野市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和5年11月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（出来形確認測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
筑紫野市大字筑紫の一部	令和5年3月17日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年11月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（空中写真測量、数値地形図修正）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
みやま市、柳川市、筑後市、八女市	令和5年9月29日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、うきは市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年11月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（航空写真撮影、数値図化、写真地図）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
うきは市全域	令和5年3月28日

公告

行橋市御清水池土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年11月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

退任理事

氏名	住所
下 敏雄	行橋市大字上津熊44番地

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年11月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

ヘリコプター・テレビ・システム機上設備賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

令和 5 年 9 月 29 日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

NX・TCリース&ファイナンス株式会社福岡支店

(2) 住所

福岡市博多区下呉服町 1 - 1

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

427,812,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和 5 年 8 月 18 日